

### 危険空き家等認定基準

【調査1】 建物の判定	危険度評定		備考	
	レベル 2	合計100点以上	建物の危険度判定報告書による	
	レベル 1	合計100点未満		
【調査2】 周辺建物や 公道等への 影響	調査項目		着眼点	
	<input type="checkbox"/>	建物の倒壊する危険性	老朽化若しくは台風等による倒壊する危険性	有・無
	<input type="checkbox"/>	建築資材等の飛散・落下の危険性	軒・屋根の損傷による台風時等の飛散の危険性	有・無
			外壁等の剥離による落下の危険性	有・無
	<input type="checkbox"/>	不特定者の侵入による犯罪の危険性	玄関等の未施錠による危険性	有・無
			1階部分の扉・窓ガラスの等の破損による危険性	有・無
	<input type="checkbox"/>	その他工作物や立木の倒壊による危険性	その他工作物(塀・煙突等)の倒壊の危険性	有・無
			朽ちた立木の倒木の危険性	有・無
	<input type="checkbox"/>	放火等による火災の危険性	建物付近の建築資材・枝木等の放置による危険性	有・無
			灯油ポリタンク等の可燃物放置による危険性	有・無
	<input type="checkbox"/>	積雪による危険性	建物(建築年月:昭和56年5月以前)の老朽化による危険性	有・無
			建物その他の工作物、立木の積雪放置による倒壊、落雪の影響による危険性	有・無

※ 建物においては、調査1及び調査2を実施し、調査1においてレベル2、又は調査2において周辺建物や公道等への危険性が一つでも認められるものを、「危険空き家等」として認定する。

※ その他工作物及び立木においては、調査2により周辺建物や公道等への危険性が一つでも認められるものを「危険空き家等」として認定する。